

2017年度 教員授業見学実施要領

1. 目的

本学（看護学部）における授業改善のためのFDの一環として教員による授業見学を実施する。授業見学を行うことで教員が自らの授業改善に役立てることを目的とする。本学の専任教員は年1回以上の授業見学を行う。

2. 授業見学対象科目

①前年度もしくは前々年度に70名以上の履修者がいた必修科目で授業評価の平均点の高い上位20科目を対象科目として推奨する。②ただし、教員個々の興味・関心に基づいて見学したい科目があれば、その科目担当者の了解を得て見学をすることができる。①の対象科目はFD・SD委員会が指定し、教授会および教員会議、Sファイル上の指定フォルダのファイルにおいて告知する。指定された授業科目の担当教員は、そのファイル上で、前期科目はその年度の4月末までに、後期科目はその年度の9月末までに、見学可能な授業月日・時限や見学人数上限などを記入する（非常勤講師の場合、学務課教務係が希望を聞いた上でファイルに記入する）。

3. 授業見学までの手順

上記①の授業見学を希望する教員は、上記指定ファイルの授業見学可能日を確認した上で、見学希望日の遅くとも1週間前までに（非常勤講師の授業を見学したい場合は、2週間前までに）、Sファイルの授業科目の該当欄に氏名を記入する。見学者の決定は人数上限まで先着順で行う。記名後、やむを得ずキャンセルする場合は、すみやかに該当欄の氏名を消去するとともに担当教員にもその旨連絡する。

上記②の授業見学を希望する教員は、個別に科目担当者に連絡を取り見学の了解を得る。

4. 授業見学时

授業見学が行われる場合、授業科目担当教員は、授業開始時に学生に対して説明する（なお、年度初めのガイダンスにおける授業評価説明時に教員授業見学について看護学部の全学年の学生に説明しておく）。

授業見学を行う教員は、授業運営に影響が出ないように配慮する。

5. 授業見学終了後

授業見学を行った教員は、授業の感想等をリフレクションペーパー（別紙）に書き、1週間以内に授業科目担当教員に渡す。また、できれば相互に意見交換することが望ましい。

さらに、FD・SD委員会が教員授業見学の実施状況を把握し授業改善の資料とするため、授業見学を行った教員は上記リフレクションペーパーのコピーをFD・SD委員会に提出する。